

広報 川越



7月から供用開始となる大ホール
オープンをむかえたウェスタ川越(関連記事は18ページ)



店蔵をイメージしたエントランス通路

No.1340

平成27年4月10日


(毎月10日・25日発行)



川越市シンボルマーク



川越市マスコットキャラクター
「ときも」

- 平成27年度予算の概要：2
- 川越市議会議員一般選挙：6
- 川越市子ども・子育て支援事業計画スタート：8
-  ウェスタ川越、完成！：18

*川越市ホームページ(<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>)でも、広報川越をご覧になれます。

予算の概要

財政課 図224・5618



川越市長 川合善明

です。こうした中、予算編成方針で重点施策として掲げた「未来につながるひとづくり」、「活力と魅力あふれるまちづくり」、「快適で安心できるくらしづくり」の推進を図るとともに、市民の皆様からのご意見・ご要望や重要課題に対応した施策・事業に取り組みこととし、住むことに誇りをもち、住んでよかったと思えるまちの実現に向けた予算を目指しました。

また、緩やかな回復基調が続いているとされる景気にも配慮し、国の「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に沿った補正予算(第1号)を活用した平成26年度3月補正予算とともに積極的な予算として編成しました。

各種事業の実現に全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

*「平成27年度川越市予算説明書」・「平成27年度川越市一般会計・特別会計当初予算の概要」は財政課(本庁舎4階)情報公開窓口(東庁舎1階)・図書館・公民館・市ホームページで確認できます。

平成27年度一般会計当初予算は、歳入において市税や地方消費税交付金等が前年度より増加したものの、歳出において義務的経費である扶助費をはじめ、物件費等が増加するなど大変厳しい財政状況

会計別当初予算

(単位は千円、△は減を表します)

		平成27年度 A	平成26年度 B	増減額 A - B = C	前年度比 C / B (%)	
一般会計 (イ)		110,430,000	112,080,000	△ 1,650,000	△ 1.5	
特別会計	国民健康保険事業	43,575,100	38,877,400	4,697,700	12.1	
	後期高齢者医療事業	3,511,800	3,436,500	75,300	2.2	
	歯科診療事業	103,100	104,700	△ 1,600	△ 1.5	
	介護保険事業	19,471,700	20,966,100	△ 1,494,400	△ 7.1	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	96,800	91,800	5,000	5.4	
	川越駅東口公共地下駐車場事業	132,700	166,400	△ 33,700	△ 20.3	
	農業集落排水事業	148,000	134,000	14,000	10.4	
	企業会計	水道事業	9,689,901	9,625,717	64,184	0.7
		公共下水道事業	9,388,893	9,378,986	9,907	0.1
	特別会計の小計 (ロ)		86,117,994	82,781,603	3,336,391	4.0
総計 (イ+ロ)		196,547,994	194,861,603	1,686,391	0.9	

一般会計の歳入と歳出

平成27年度一般会計の当初予算は、前年度比で1・5%減少しました。歳入歳出の主な増減理由は次の通りです。

歳入

市税は、法人市民税および市たばこ税の減収が見込まれるものの、個人市税や固定資産税の増収が見込まれることなどから、市税全体では、前年度比で0・5%増加しました。市債は、新斎場整備事業債や学校給食センター施設整備事業債等の増が見込まれるものの、地域振興ふれあい拠点施設整備事業債等の減により、前年度比で28・1%減少しました。

歳出

扶助費については、こども医療費支給等の減が見込まれるものの、施設型給付費等(保育所等)、地域型保育給付費(小規模保育等)、介護給付・訓練等給付等の増が見込まれることから、前年度比で5・1%増加しました。普通建設事業費は、新斎場建設や新学校給食センター用地取得等の増が見込まれるものの、地域振興ふれあい拠点施設整備事業および本庁舎耐震化事業等の減が見込まれることから、前年度比で16・7%減少しました。

*歳入および歳出の性質別の各予算額は左ページ上の表をご確認ください。

一般会計歳入の構成

	歳入の項目名	当初予算額 (千円)	構成比 (%)
自主財源	市税	55,420,645	50.2
	諸収入	3,632,846	3.3
	繰入金	3,330,527	3.0
	使用料及び手数料	2,155,225	2.0
	繰越金	1,700,000	1.5
	分担金及び負担金	891,006	0.8
	財産収入	276,597	0.2
	寄附金	1,530	0.0
依存財源	国庫支出金	16,416,171	14.9
	市債	10,908,100	9.9
	県支出金	6,727,665	6.1
	地方消費税交付金	5,206,530	4.7
	地方交付税	1,770,000	1.6
	地方譲与税	684,040	0.6
	配当割交付金	327,214	0.3
	株式等譲渡所得割交付金	320,000	0.3
	地方特例交付金	310,000	0.3
	自動車取得税交付金	154,000	0.1
	利子割交付金	81,904	0.1
	ゴルフ場利用税交付金	65,000	0.1
	交通安全対策特別交付金	51,000	0.0
	計	110,430,000	100.0

一般会計歳出の性質別構成

	性質別の項目名	当初予算額 (千円)	構成比 (%)
義務的経費	扶助費	27,033,769	24.5
	人件費	21,692,627	19.6
	公債費	9,212,087	8.3
投資的経費	普通建設事業費	15,088,325	13.7
	災害復旧事業費	2,000	0.0
その他	物件費	16,133,237	14.6
	繰出金	12,789,764	11.6
	補助費等	6,435,069	5.8
	貸付金	1,055,361	1.0
	維持補修費	726,215	0.7
	積立金	141,546	0.1
	予備費	120,000	0.1
	計	110,430,000	100.0

歳入用語解説

- **自主財源**
市税など、市が自主的に確保できる財源
- **依存財源**
国の決定に基づいて交付される国庫支出金や、市の借金である市債などの財源

歳出用語解説

- **義務的経費**
支出が義務づけられ、任意に削減できない経費
- **投資的経費**
将来にわたり使用する道路などの社会資本を整備するために使われる経費

*歳入歳出予算の概要、都市計画税・地方消費税交付金(税率引き上げ分)の使い道などは、市ホームページで確認できます。

平成27年度一般会計予算を年収500万円の家庭の収入・支出に例えてみると

収入

給与収入が最も多く、親からの仕送り、借金が続きます。自主財源の収入全体に対する割合は、61.0%です。

	収入(歳入)	当初予算(円)	構成比(%)
自主財源	給与(市税)	2,510,000	50.2
	パート収入(諸収入など)	315,000	6.3
	貯金をおろす(繰入金)	150,000	3.0
	前年の繰り越し(繰越金)	75,000	1.5
依存財源	親からの仕送り①(国庫支出金)	745,000	14.9
	借金(市債)	495,000	9.9
	親からの仕送り②(県支出金)	305,000	6.1
	親からの仕送り③(その他)	405,000	8.1
	計	5,000,000	100.0

支出

医療費、食費に続き、公共料金などの割合が多くを占めます。義務的経費の歳出全体に対する割合は、52.4%です。

	支出(歳出:性質別)	当初予算(円)	構成比(%)
義務的	医療費(扶助費)	1,225,000	24.5
	食費(人件費)	980,000	19.6
	借金返済(公債費)	415,000	8.3
投資的	家の増改築(普通建設事業費など)	685,000	13.7
その他	公共料金など(物件費)	730,000	14.6
	子に仕送り(繰出金)	580,000	11.6
	自治会費など(補助費等)	290,000	5.8
	その他(貸付金など)	95,000	1.9
	計	5,000,000	100.0

いきます

一般会計の主な事業と予算額(目的別)

* 新 = 新規事業。名称に付ける(仮称)は省略しています。

農林水産業費

5億1,616万3千円

- 多面的機能支払交付金 1,141万5千円
農地や農業用水等の草刈り・泥上げ、農道の補修などや老朽化が進む農業用排水路の長寿命化のための補修・更新を行う組織に対して、補助金を交付する。

商工費

17億885万8千円

- 新産業振興ビジョン策定 556万9千円
産業振興の指針である、川越市産業振興ビジョン2007が平成27年度で終了するため、新たな産業振興ビジョンを策定する。

- 旧山崎家別邸整備等 1,619万4千円
新たな観光資源として活用を図るため、平成27年度に庭園の植栽整備等工事を実施した後、市民および観光客に一般公開し、維持管理を行う。



- 新地域経済活性化講演会 80万7千円
- 住宅改修補助金 2,000万円
- 新蓮馨寺境内トイレ改築工事 3,026万1千円

土木費

90億8,190万7千円

- 新立地適正化計画策定検討業務委託 1,461万3千円
人口減少・少子高齢化を見据え、商業・医療・福祉等の都市機能や居住機能の立地、公共交通のあり方などに関する包括的なマスタープランである立地適正化計画の素案を作成する。

- 本川越駅西口駅前広場及びアクセス道路整備等 1億9,939万1千円
本川越駅と川越市駅との乗換え所要時間を短縮し、周辺住民や利用者の利便性・安全性の向上および地域の活性化を図るため、本川越駅西口を開設する。また、駅前広場およびアクセス道路の新設整備を行う。

- 笠幡駅前周辺整備 1,000万円
東京オリンピックのゴルフ競技会場予定地への最寄り駅となることから、一般乗降客および大会関係者や観客等の利便性・安全性の向上を図るため、駅前空間整備に向けた調査等を行う。

- 新河岸駅周辺地区整備 7億1,056万2千円
新河岸駅を中心として、東西駅前広場を含む都市計画道路の整備に合わせ、橋上駅舎整備を実施し、交通結節点の機能の確保と公共交通の利便性の向上を図る。

- 新冠水表示板設置 2,680万円
- 幹線道路(市道)整備 2億3,686万円

- 生活道路(市道)改良 4億1,360万円
- 橋りょう維持補修 2億150万円
- 橋りょう新設改良 8,865万円
- 新喜多院周辺地区都市景観形成地域指定・整備検討 320万4千円
- 新景観計画ガイドライン作成 172万6千円
- 旧川越織物市場活用推進 996万7千円
- 中央通り地区整備 3億1,641万6千円
- 新川越駅西口市有地利活用事業 1,700万円
- 川越駅南大塚線 2億8,820万円
- 市内循環線 1億8,540万円
- 本川越駅前通線 1億5,410万円
- なぐわし公園二期工事 1億5,017万6千円

消防費

45億251万5千円

- 防災施設設置管理 7,721万8千円
防災行政無線、災害用備蓄庫、災害用給水井戸等の防災関連施設の設置、維持、管理を行う。

教育費

140億5,499万7千円

- 新スクールソーシャルワーカー 92万4千円
課題を抱える児童・生徒の背景にある生活環境へ働きかけ、改善していくため、教育と社会福祉等の分野について専門的知識と経験を有する者を配置する。

- 新私立幼稚園耐震改修事業費補助金 2,932万6千円
幼稚園に在籍する子どもが安全で安心して学べる教育環境を整備するため、市内の私立幼稚園園舎に係る耐震補強工事等を行う学校法人に対して補助金を交付する。

- 新小中学校非構造部材耐震化 2億6,164万2千円
小中学校体育館の天井や壁面に設置されている照明や時計等の落下を防ぐための耐震補強を行うとともに、つり天井となっている霞ヶ関北小学校の体育館や中学校武道場の改修を行う。

- 新学校給食センターPFI事業 21億2,564万2千円
老朽化した施設を計画的に更新するため、新学校給食センターの整備を推進する。

- オールマイティーチャーター配置事業 5,034万7千円
- 新空調設備設置基礎調査業務委託 2,112万円
- 小中学校大規模改造 5億9,732万6千円
- 新南古谷小学校の校舎の増築 1億9,810万円
- 新南古谷学童保育室整備 3,600万円
- 新時の鐘耐震化 4,330万円

その他

94億9,279万4千円

- 災害復旧費・公債費・諸支出金・予備費。

今年度は、このような事業を行って

議会費

7億1,954万7千円

総務費

114億7,844万1千円

■第四次川越市総合計画の策定 1,335万2千円

計画期間は平成28～37年度。

■東京オリンピック・パラリンピックの推進

1,249万2千円

霞ヶ関カンツリー倶楽部で開催予定の東京オリンピックのゴルフ競技に係る準備などを推進するとともに、機運を高め市の活性化につなげる。

■振り込め詐欺対策

600万円

増加する被害を防止するため、通話録音装置約300台を各自治会を通じて、高齢者単独世帯などに貸し出す。



■新都市・地域総合交通戦略策定

950万円

立地適正化計画と連携した交通の総合的な施策展開により、地域特性を考慮した交通戦略を策定する。

■新川越市文化芸術スポーツ振興基金の設置 5,000万円

文化芸術およびスポーツ振興を図ることを目的とした基金を設置する。

■新個人番号カード関連事業 1億8,424万5千円

社会保障・税番号制度を適切に運用するため、システムの改修や運用に対応する業務委託等を行い、来年1月から申請者に対して個人番号カードの交付を行う。

■公共施設等総合管理計画の策定及び個別施設計画策定の検討

743万2千円

■文化芸術振興・市民活動拠点施設等運営管理

2億6,365万円

■川越駅西口第三自転車駐車場供用開始 1,330万円

■安全安心通学路対策 1,500万円

■本庁舎耐震化事業 2億5,590万円

民生費

438億9,023万9千円

■新自立相談支援事業 2,700万円

生活困窮状態からの早期脱却を支援するため、状態に応じた包括的・継続的な相談支援などを実施するとともに、自立に向けた地域ネットワークの構築を図る。

■新こどもの発達支援巡回事業 275万4千円

発達障害児等への早期支援を推進するため、専門知識を有する者が、児童・保護者などへの支援方法について保育士等に対し助言・指導を行う。

■新重度心身障害者ガソリン費助成事業 2,400万円

在宅の重度心身障害者の社会生活圏の拡大を図るため、タクシー利用券とガソリン利用券を選択制にし、自家用車で外出する際のガソリン費の一部を助成する。

■保育所等建設補助

6億1,983万2千円

待機児童対策として民間保育所等の定員を234人増加させるため、民間保育所および認定こども園計4施設の整備費の一部を補助する。



■新地域型保育給付費(小規模保育等) 3億5,950万8千円

待機児童対策として、0～2歳児を対象とする小規模保育事業の認可により、さらなる保育施設の確保と財政支援を行う。

■新保育所等訪問支援事業 192万円

発達障害児が通う保育所・幼稚園、小学校へ作業療法士などの専門職が申請によって出向き、アドバイスをを行う。

■介護給付・訓練等給付 40億9,139万3千円

■民間福祉施設補助(障害者施設) 3,115万7千円

■病児・病後児保育事業 2,968万円

■ひかり児童園整備推進 1億463万5千円

衛生費

147億4,702万8千円

■新小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 201万6千円

慢性的な疾病により、長期療養を必要とする児童等の健全育成および自立促進を図るため、児童・家族などからの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行う。

■新防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進

5,124万3千円

災害時における電力供給および自立分散型エネルギーの導入を目的として、一部の避難所に太陽光発電システムと蓄電池を設置するモデル事業を実施する。

■新PM2.5成分分析実態調査 1,071万4千円

市内における大気環境中の微小粒子状物質(PM2.5)を捕集し、質量濃度の測定および成分分析を行い、環境中のPM2.5の実態を把握する。

■新駐車場緑化に対する補助金 30万円

緑豊かな都市景観の形成や地球温暖化対策等の一環として、駐車場の緑化に対し補助金を交付する。

■各種予防接種の推進 8億9,650万9千円

■新斎場建設 33億6,382万円

■西清掃センター跡地等施設整備 3,207万円

■東清掃センター整備事業 1億7,053万円

労働費

2億3,751万1千円

■新障害者雇用奨励金 300万円

働く意欲・能力のある障害者の雇用機会の拡大と就労を支援するため、市に住民登録がある障害者を雇用した市内事業所を対象として雇用奨励金を交付する。

川越市議会議員一般選挙

選挙管理委員会事務局 ☎224-6120

告示日 4月19日(日) ▼ 投票日 4月26日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

投票できる方

平成7年4月27日までに生まれ、同27年1月18日までに住民基本台帳に登録され、選挙当日まで引き続き市内に居住し、川越市の選挙人名簿に登録されている方。

*川越市の選挙人名簿に登録されている方でも、特別な事情で選挙権を失った方、誤って登録されていた方などは投票できません。

市外から転入した方の投票

平成27年1月18日までに川越市へ転入届を提出している方は、投票できます。1月19日以降に転入した方は投票できません。

市外へ転出した方の投票

4月25日(土)までに市外へ転出した方は、投票できません。

市内で転居した方の投票

投票できる方のうち、4月1日以降に市内で住所変更した方は、旧住所地の投票所で投票することになります。

選挙公報

4月24日(金)までに新聞朝刊(朝日・埼玉・産経・東京・日本経済・毎日・

読売)に折り込みます。選挙公報には、候補者の氏名・党派・経歴・政見などが掲載されています。投票の参考にしてください。

新聞を購読していない方には、郵送します。ご連絡ください。市役所・市民センターなどにも置いてあります。ご利用ください。



インターネットによる選挙公報

4月19日(日)の告示日以降、準備が整い次第、市ホームページに掲載します。投票の参考にしてください。

*選挙公報の掲載は、有権者への啓発・周知のために行うものです。候補者や支持者等が、市ホームページに掲載された選挙公報を印刷して、不特定多数の者に配布するなどの行為は公職選挙法に抵触することがありますので、十分に注意ください。

投票所入場整理券

入場整理券は告示日以降、封書で

郵送します

入場整理券が届いたら、記載内容を確認してください。封筒には世帯

全員の入場整理券が入っています(1通で最大6人分まで。7人以上の場合は別封筒)。投票所へは、本人の入場整理券だけを持参してください。

入場整理券をなくしたら

選挙当日、自分の投票区の投票所受付にお越しください。その場で入場整理券が再発行され、すぐに投票できます。

投票

投票用紙の記入

投票用紙には、候補者1人の氏名をはっきりと記入してください。候補者1人の氏名以外を記入すると、大切な1票が無効になります。

代理投票と点字投票

身体が不自由な方や自分で文字が書けない方のために、係員が本人に代わり記入します。また、目の不自由な方は、点字による投票ができます。いずれの場合も、投票所で係員にお尋ねください。投票の秘密は固く守られます。

投票所

入場整理券に記載してある投票所と略図を確認し、お出かけください。

期日前投票

投票日当日に仕事や旅行、レジャーなどに出かける方は、投票日の前日までに投票することができます。

期日前投票を行う際は、宣誓書の提出が必要です。宣誓書は、入場整理券の裏面のほか期日前投票所にも備えてあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

期日前投票の会場・日時

入場整理券を持ち(届いていない場合はなくても可)、次の会場で投票してください。

- ①本庁舎7階7A会議室 4月20日(月) 25日(土)、午前8時30分～午後8時
- ②アトレ6階コミュニケーションルームA 4月22日(水)～25日(土)、午前10時30分～午後7時



*駐車券は発行しません。

- ③メルト(西文化会館) 4月22日(水)～25日(土)、午前9時30分～午後7時
- ④高階市民センター 4月22日(水)～25日(土)、午前9時30分～午後7時



不在者投票
① 指定病院や老人ホームでの不在者投票

次の病院・老人ホームに入院・入所している方は、施設内で不在者投票ができます。

- ▼埼玉病院▼川越同仁会病院▼山口病院▼行定病院▼赤心堂病院▼三井病院▼武蔵野総合病院▼本川越病院▼池袋病院▼康正会病院▼帯津三敬病院▼西川病院▼埼玉医科大学総合医療センター▼関本記念病院▼南谷病院▼霞ヶ関南病院▼岸病院▼城南中央病院▼川越リハビリテーション病院▼川越胃腸病院▼老人保健施設プライムケア川越▼老人保健施設川越ケアセンター▼老人保健施設いぶき▼介護老人保健施設瑞穂の里▼特別養護老人ホーム真寿園▼川越市養護老人ホームやまぶき荘▼特別養護老人ホーム陽光園▼特別養護老人ホームすみれの里・川越▼特別養護老人ホームみなみかせ▼ケアハウスみなみかせ▼特別養護老人ホームアイリス▼特別養護老人ホーム八瀬の里▼特別養護老人ホーム蔵の町・川越▼ケアハウス主の園▼介護老人福祉施設小江戸の庭▼

特別養護老人ホームはつかりの里

* 市外の施設でも、不在者投票の指定施設であれば、施設内で不在者投票ができます。施設に確認してください。

② 郵便等による不在者投票

身体に重度の障害がある方は、郵便等による投票ができます。

- 身体障害者手帳を持ち、両下肢・体幹・移動機能の障害の程度が1級または2級▼心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害の程度が1級または3級▼免疫・肝臓の障害の程度が1級〜3級
- 戦傷病者の手帳を持ち、両下肢・体幹の障害の程度が特別項症〜第2項症▼心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害の程度が特別項症〜第3項症
- 要介護状態区分が要介護5

郵便等による投票ができる方のうち、上肢または視覚の障害の程度が1級(特別項症)〜第2項症)の方は、あらかじめ指定した代理人に記載してもらおうことで投票ができます。

いずれも事前に申請(届け出)が必要です。詳しくは、選挙管理委員会にお尋ねください。

すでに郵便等投票証明書を持っている方は、投票日の4日前(4月22日(水))までに証明書を提示して、投票用紙を選挙管理委員会に請求してください。

③ 滞在地での不在者投票

出張や旅行などで国内の遠隔地に滞在し、川越市で投票ができない方は、投票日前に、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に出向き、不在者投票をすることができます。あらかじめ選挙人本人が記入した「不在者投票宣誓書兼請求書」を川越市選挙管理委員会へ送付し、投票用紙等交付の請求をしてください。

メール・ファクスによる請求はできません。書式が必要な方は、選挙管理委員会にお尋ねください。ホームページからダウンロードすることもできます。

* 投票用紙の郵送には、数日かかります。早めに手続きしてください。

開票(即日開票)

開票は、4月26日(日)、午後9時から川越運動公園総合体育館で行います。開票速報は、総合体育館正面玄関に掲示します。夜間に及ぶため付近の方の迷惑にならないようお願いいたします。

投票・開票速報

投票速報：4月26日(日)、午前9時〜午後9時30分

開票速報：4月26日(日)、午後10時30分

- 市ホームページ
- 市モバイルサイト

投票立会人の役割について

選挙管理委員会事務局 ☎224-6120

投票所には、投票事務が適正に行われているかを監視する投票立会人がいます。投票立会人の役割は、投票手続きに立ち会い、投票管理者(投票所の責任者)が決定する事項について意見を述べたり、あるいは異議を述べたりして、選挙の公正確保に努めることです。投票日当日の投票立会人は、選挙人名簿に登録されている方の中から選任されます。また、期日前の投票立会人は、おもに20歳代の公募の方と、明るい選挙の実現と投票参加を呼びかけている川越市明るい選挙推進協議会の会員から選任されます。

選挙管理委員会では、20歳代の期日前の投票立会人と川越市明るい選挙推進協議会の会員を募集しています。詳しくはお尋ねください。



川越市子ども・子育て支援

事業計画スタート

こども政策課 ☎224-6278

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、市では同事業計画を策定しました。計画では将来を担う子どもたちが健やかに成長でき、保護者が子育ての楽しさや喜びを実感できるまちづくりを目指していきます。

計画期間

平成27年4月～同32年3月

基本理念

「安心して子育てができるまち川越」

主な内容

■教育・保育の量の見込みと確保方策
保育需要や人口推移等に注視し、必要な区域への認可施設の整備等を行い、待機児童の解消を目指します。

■地域子ども・子育て支援事業等実施
保育が必要な子どもだけでなく、全ての子育て家庭を支援する仕組みです。家庭で子育てをする方も利用でき

る地域の子育て支援に取り組んでいきます。主な事業は次のとおりです。

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で、宿泊を伴う養育を行う事業（ショートステイ事業）および平日の夜間に養育を行う事業（トワイライトステイ事業）です。

放課後児童クラブ（学童保育）

保護者が昼間にいない児童が放課後小学校等で過ごすための取り組みです。

病児保育事業

ファミリー・サポート・センター事業

緊急サポートセンター事業

地域子育て支援拠点事業

* 詳細は、9ページをご確認ください。

基本理念に基づく目標

- 子どもと親の豊かな健康づくりの推進
- 幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援
- 心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進
- 要支援児童へのきめ細かな取り組みの推進
- 安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり

新制度の幼稚園等に係る利用者負担額について

こども政策課 ☎224-6278

新制度に移行する幼稚園や認定こども園を利用する場合の、教育標準時間認定（1号認定子ども*1）の平成27年度利用者負担額が下表のとおり決まりました。市内在住の方で、新制度の対象となる幼稚園・認定こども園（市外の施設含む）に通う場合に適用されます。

*1 = 1日4時間程度の幼児教育を希望し、市から認定を受けた満3歳以上の小学校就学前の子ども。

階層	児童の属する世帯の階層区分 定義	利用者負担額 (月額)	
1	生活保護世帯等	0円	
2	1階層を除き、市区町村民税の非課税世帯	0円	
3	1階層を除き、市区町村民税課税世帯のうち均等割額のみ課税の世帯	ひとり親世帯等	0円
		ひとり親世帯等以外の世帯	3,000円
4	上記以外で市区町村民税所得割額が右記	77,100円以下	ひとり親世帯等 15,100円
			ひとり親世帯等以外の世帯 16,100円
5	77,101円以上211,200円以下	20,500円	
6	211,201円以上	24,000円	

*新制度では、市区町村民税の年度切り替えにより、毎年9月が利用者負担額の切り替え時期となる予定です。

*市区町村民税については、4～8月の利用者負担額については前年度分、9月以降は当該年度分で判定します。

*ひとり親世帯等には、在宅障害児(者)のいる世帯を含みます。

*園によって、文房具などの実費徴収や上乗せ徴収が必要となることがあります。詳しくは各園にお問い合わせください。

*幼稚園年少から小学3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

市内の幼稚園

平成27年度に新制度の対象施設となる幼稚園は市内にはありません。新制度に移行しない幼稚園については各園が定めた保育料等を各園に納めますが、所得に応じた幼稚園就園奨励費が年度末に支給されます。

地区計画、ご存知ですか？

都市計画課 224-5945

住みよい環境の整備や豊かな自然の保全など、地域の特性を生かしたまちづくりのため、市内の一部の地域では地区計画が定められています。

地区計画って何？

生活に身近な地区を単位として、建物の建て方や用途などについて、地区の特性に応じたきめ細やかなルールを定めた、都市計画法に基づく制度です。

地区計画を導入している地区	
川鶴笠幡	笠幡前原
川越笠幡水久保	大塚新田南大塚
霞ヶ関	川越駅西口
南古谷駅西	鴨田
四都野台	西部地域振興ふれあい拠点
上戸新町	新河岸駅周辺
藤木	東田町

どんなルールがあるの？

ルールは、地区によって異なります。建物の用途を制限し、用途の混在を防いだり、ゆとりあるまちづくりのために、建ぺい率の最高限度を定めるなどさまざまです。また、地区計画では建築基準法に定め

ない、敷地面積の最低限度や壁面の位置、建築物の高さ、垣根または柵の構造などについても定められます。そのため、より地区の実情に合った住環境を形成するまちづくりを進めることができます。

工事着手30日前までに届け出が必要です！

地区計画が定められている区域内で、建築物の新築・増築・改築や工作物の新築・増築・外構などの工事を行うときは、工事着手の30日前までに都市計画課（本庁舎5階）へ届け出が必要です。

地区のルールによっては、建築確認申請が不要な小規模な増築、柵の設置、物置・車庫の設置などでも届け出が必要な場合があります。事前にご確認ください。

***地区計画が定められている区域、ルールの内容などについては詳しくは、都市計画課、市ホームページで確認できます。**

ごみ処理とびっくす

清掃センターがストップ？

事故防止にご協力を

資源循環推進課 239-6267

可燃ごみの中に混入した不燃ごみが、清掃センターの焼却炉の装置に詰まってしまい、その除去のためにごみ処理を停止しなければならぬ事故が数多く発生しています。可燃ごみの中に不燃ごみを混入することは、絶対にやめてください。

また、ごみ集積所に、事務所や商店などの事業所から出るごみを出すことはできません。事業系のごみは、事業者の責任で適正に処理してください。ご協力をお願いします。

詰まった異物を除去するためには、費用も時間もかかります



灰押し出し装置内部



内部に詰まっていた金属類。左側は水筒と思われるもの

ごみ出しの強い味方 「川越市ごみ分別アプリ」 配信中！

収集日カレンダー、分別辞典など、ごみ出し情報を提供するスマートフォン向けアプリです。アプリは無料ですが、インターネット接続などにかかる費用は利用者の負担となります。

● iPhone 版



● Android 版



耐震・アスベスト調査に補助

建築指導課 224-5974

事前の申請が必要です。補助については、申請後、交付決定まで日数がかかる場合があります。交付決定まで、業者との契約はできません。いずれの補助も、補助額が予算額に達した時点で終了します。

耐震に関する取り組み

市では昭和56年以前に建てられた建築物を対象として、次の取り組みを行なっています。

■耐震診断・耐震改修補助

民間建築士などが行う、有料の耐震診断・耐震改修工事費用に補助金を交付します。

対象：木造2階建て以下の戸建て住宅・兼用住宅・長屋・共同住宅▼木造以外の分譲マンション▼多数の者が利用する建築物▼緊急輸送道路閉塞建築物▼要緊急安全確認大規模建築物

補助額

①住宅など

診断Ⅱ上限4万円

改修Ⅱ上限30万円

②分譲マンション・多数の者が利用する建築物

診断Ⅱ上限100万円

改修Ⅱ上限300万円

③緊急輸送道路閉塞建築物

診断Ⅱ上限300万円

④要緊急安全確認大規模建築物

診断Ⅱ上限200万円

■無料簡易耐震診断

木造2階建て以下の住宅を対象に、パソコンソフトによる無料の簡易耐震診断を行っています。

診断希望の方は、建築確認関係図書・各階の平面図等を用意して、建築指導課(本庁舎5階)にご連絡ください。結果は、後日お知らせします。

■無料耐震診断相談会

日時：5月10日(日)、午前10時～午後4時



会場：名細市民センター

対象：在来工法の木造住宅(2階建て以下・延べ床面積500㎡以下)

申し込み：事前連絡の上、4月30日(木)までに建物図面を同課に持参

アスベスト含有調査補助

アスベストの飛散による健康被害予防のため、アスベストが施工されている恐れがある建築物の分析調査費用に補助金を交付します。

対象：アスベストを含有している可能性のある吹き付け建材の分析調査
補助額：上限25万円

国際貢献事業に補助

国際文化交流課 224-5506

多文化共生と国際交流・協力を推進するため、地域の国際化に貢献する活動を行っている市民団体に、補助金を交付します(上限4万円)。

対象事業・活動：青少年等を海外へ派遣・海外から受け入れ、海外文化の紹介など、市民の国際交流や国際理解を促進する事業▼教育・地球環境・公衆衛生・農業技術などの啓発活動や技術援助など、国際協力を展開する事業▼日本語指導・通訳などのボランティア活動を通じて、外国籍市民が暮らしやすいまちづくりを促進する事業

～ひとくち情報～

ミニ・インフォメーション

～ひとくち情報～

●地域防災計画の公表 防災危機管理課 224-5554

埼玉県地域防災計画の改正などを踏まえ、川越市地域防災計画を修正しました。同計画と意見募集の結果は、防災危機管理課(本庁舎4階)・市民センター・公民館・市ホームページで確認できます。

●4月10日号から紙面の表記が変わりました 広報室 224-5495

「市政にゆうす」を「ニュース」に、「小江戸いんぷお」を「催し・募集」に変更しました。なお、構成内容に大きな変更はありません。

●本庁舎耐震改修工事を実施中 管財課 224-5633

本庁舎のトイレの一部が使用できません。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

人事発令(4月1日付け)

職員課 224-5553

市長部局

部長等：報道監兼政策財政部オリソニック大会準備担当理事根岸督好
▼総務部長：莊博彰▼危機管理監
 西島昭善▼市民部長 大岡敦▼環境

部長佐藤嘉晃▼産業観光部長 早川茂▼建設部長 小谷野雅夫▼会計室理事 松田裕二
副部長等：秘書室長 細田隆司▼政策財政部副部長兼政策企画課長 永堀孝明▼政策財政部オリソニック大会準備担当参事 前島和行▼政策財政部参事兼行政改革推進課長 川村清美▼総務部防災危機管理担当参事 岸田隆▼総務部参事兼技術管理課

特別職の退任と選任(敬称略)

職員課 224-5553

副市長の退職(3月31日付け)

奥山秀

上下水道事業管理者の退職(3月31日付け)

尾崎利則

上下水道事業管理者の任命(4月1日付け)

栗原薫(60歳・川鶴一丁目)

行政委員の選任(敬称略)

職員課 224-5553

固定資産評価審査委員会委員(4月1日付け)

落合正治(64歳・松江町二丁目)

久都間益美(66歳・新宿町五丁目)

* 固定資産評価審査委員会：固定資産の評価額に対する不服の審査・決定を行う。

長 貫井一弥▼総務部参事兼情報統
 計課長 岡部実▼市民部参事兼市民
 活動支援課長 吉敷巨弘▼市民部参
 事兼市民センター推進室高階市民セ
 ンター所長 利根川晃▼市民部参事
 兼市民センター推進室名細市民セン
 ター所長 橋本邦明▼文化スポー
 ツ部副部長兼文化芸術振興課長 久津
 間則子▼文化スポーツ部参事兼国際
 文化交流課長 益子俊明▼福祉部副
 部長兼介護保険課長 小高理典▼こ
 ども未来部参事兼こども安全課長
 後藤徳子▼環境部副部長兼環境対策
 課長 新井律男▼産業観光部副部長
 兼産業振興課長 田中三喜雄▼産業
 観光部参事兼農政課長 川野修治▼
 都市計画部副部長兼都市計画課長
 石井隆文▼都市計画部参事兼建築指
 導課長 平野秋生▼建設部参事兼河
 川課長 永瀬芳和▼会計室長 樋口
 紀子

上下水道局

部長：事業推進部長 土井一郎

副部長：経営管理部副部長兼給水サ

ービス課長 刀根芳明▼事業推進部

副部長兼下水道整備課長 田島佳晴

議会事務局

副事務局長：議会事務局副事務局長

兼庶務課長 田宮修

教育委員会部局

副部長等：教育総務部副部長兼教育

財務課長 野口昭彦▼学校教育部参
 事兼市立川越高等学校事務長 大嶋
 美紀夫

選挙管理委員会事務局

事務局長：選挙管理委員会事務局長

赤沢由美子

退職者(部長級) 3月31日付け

政策財政部オリソニック大会準備担
 当理事 福田司▼総務部長 栗原薫
 ▼危機管理監 森政一▼市民部長
 木島宣之▼環境部長 根岸孝司▼産
 業観光部長 岸田政明▼建設部長
 野原英一▼建設部理事 小池均▼会
 計室理事 今井孝雄
 * 課長職以上の名簿は、市ホームペ
 ージに掲載しています。

人事発令(4月1日付け)

消防局総務課 222-0741

消防局

消防局長：消防局長 齊木利之

次長等：消防局付次長(川越市派遣)

岸田隆▼消防局次長 高野春雄▼

川越北消防署長 吉田利政▼川越中

央消防署長 岸康弘▼川越西消防署

長 比留間富雄

退職者(部長級) 3月31日付け

消防局長 大久保愛一郎

布類拠点回収(前期)を実施

資源循環推進課 239-6267

回収場所など詳しくは、3月10日発行の広報川越と同時期に配布した「平成27年度家庭ごみの分け方・出し方」でご確認ください。

日程：5月10日～6月21日(5月31日、6月7日を除く)、日曜日

時間：午前9時～正午

浄化槽の補助制度について

環境対策課 224-5894

単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換および合併処理浄化槽の維持管理に補助金を交付します(補助金が予算額に達した時点で締め切り)。郵送では受け付けできません。申請方法等詳しくは、市ホームページを確認するかお尋ねください。

家庭用合併処理浄化槽の設置

単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換をする方に補助金を交付します。申請期間は来年2月15日(月)まで、実績報告の提出は来年3月10日(木)までです。

■設置

対象区域：原則として下水道事業認可区域・農業集落排水事業実施採択区域を除いた区域

① 既存住宅の浄化槽設置工事のみ
補助金額：5人槽 41万円 ▼ 6・7人槽 44万2000円 ▼ 8～10人槽 64万2000円

② 建て替えに伴う合併処理浄化槽への転換
補助金額：10人槽以下 12万円

③ 下水道事業認可区域内で下水道整備が7年以上見込まれない区域に

おける合併処理浄化槽への転換
補助金額：10人槽以下 12万円

■撤去費

①の工事に併せて行う既存単独処理浄化槽等の処分に対する補助
補助金額：6万円

■配管費

①の工事に併せて行う配管工事に対する補助(重点転換地区のみ)
補助金額：20万円

家庭用合併処理浄化槽の維持管理

浄化槽を新たに設置、または構造の変更等を行った浄化槽管理者は、浄化槽法により、使用開始3か月を経過したあとの5か月間に「設置後の水質検査(7条検査)」を受け、その後は毎年「定期検査(11条検査)」を受ける義務があります。

浄化槽を適正に維持管理するため、保守点検・清掃・法定検査を実施している方に補助金を交付します。申請期間は、保守点検の契約最

終日の翌日から3か月以内または、来年3月25日(金)のいずれか早い日まです(契約最終日が3月の場合は3月1日(火)から可)。

対象区域：下水道処理区域(下水道が使える区域)以外

申請回数：平成26年度以降最初に申請した年度から翌々年度末まで(上限3回)

設置後の水質検査(7条検査)

補助金額：5人槽 1万円 ▼ 6・7人槽 1万1000円 ▼ 8～10人槽 1万2000円

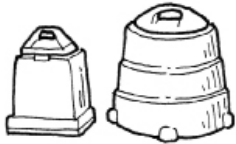
定期検査(11条検査)

補助金額：5人槽 7000円 ▼ 6・7人槽 8000円 ▼ 8～10人槽 9000円

生ごみ処理機器の購入費補助

資源循環推進課 239-6267

生ごみの減量化を進めるため、家庭用生ごみ処理機器を購入しようとする方に補助します。受け付けは、先着順です。定数になり次第終了します。購入前に申請が必要です。



① コンポスト容器(生ごみ処理容器) 90基

補助額：購入金額の2分の1(限度)

額2700円)

② EM容器(室内用バケツ型容器) 30基

補助額：購入金額の2分の1(限度額1800円)

③ 電気式生ごみ処理機 30基
補助額：購入金額の2分の1(限度額1万8000円)

* 下水管・浄化槽などに接続し、直接排水するデイスポージャーは、対象ではありません。

対象

市内在住で、機器を常に良好な状態で維持管理できる方。

申請できる基数

コンポスト容器・EM容器：合計で

1世帯2基

* すでに①②で2基分の補助を受けている方で、①の補助を受けてから10年を経過している場合、①のみ申請できます。

電気式生ごみ処理機：1世帯1基

* 過去に③の補助を受けた方、①②と合わせて③の補助や、過去5年間に①②の補助を受けた方は、申請できません。

申し込み

印鑑を持参し、資源循環推進課(つばさ館1階)。

受付期間：4月13日(月)～来年2月26日(金)

高齢者のための福祉サービス

高齢者いきがい課 ☎224-5809

すべてのサービスは、市内に住所がある方が対象です。

シニア銭湯デイ26

毎月26日を「ふるの日」とし、市内の銭湯(旭湯・元町2丁目)を無料で利用できます。

対象…65歳以上

利用方法…銭湯に備え付けの「シニア銭湯デイ26利用券」に住所・氏名・生年月日を明記し番台に提出

健康ふれあい入浴利用券

1回200円(一般公衆浴場は300円)を補助します(年度内6回)。利用可能施設についてはお尋ねください。

対象…65歳以上

敬老マッサージサービス事業

あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうのいずれかを年1回、無料で受けられます。利用券は4月上旬に郵送予定。申請は不要です。

対象…70歳以上(年度内に70歳に達する方を含む)

市内循環バス(川越シャトル)特別乗車証の交付

対象…70歳以上

経費…1乗車100円(80歳以上無料)

老人福祉センターの利用

大広間、娯楽室、浴場等を無料で利用できます。心身障害者・母子世帯の方も可。

●東後楽会館 ☎224-3366

●西後楽会館 ☎232-6177

対象…60歳以上

老人憩いの家の利用

無料で談話室等を利用できます。

●小ヶ谷老人憩いの家

☎245-8494

●高階北老人憩いの家

☎248-6565

●川越駅東口老人憩いの家

☎228-7717

対象…60歳以上

要介護高齢者手当の支給

入院している場合は、お尋ねください。申請月から支給します。

対象…在宅で要介護3~5の65歳以上

支給額…月額8,000円

紙おむつの給付

月額5,000円の範囲内で、申請の翌月から紙おむつを給付します。

対象…在宅の要介護4・5で、常時失禁の状態にあり、排泄の介助が必要な65歳以上(要介護1~3の方はお尋ねください)

配食サービス

1日1食(昼食分または夕食分)、週4食まで、調理された食事を自宅に届け、安否を確認します。

対象…在宅で、老衰、心身の障害、疾病等の理由により調理や買い物が困難な方で次の要件を満たす65歳以上

①1人暮らし

②上記①以外で、家族等が疾病、就労等の理由で食事の支援を受けることが困難

経費…1食当たり500円

訪問理美容サービス

理・美容師が在宅高齢者の自宅を訪問し、調髪等を行います。

対象…在宅の要支援または要介護で、理・美容院へ行くことが困難な65歳以上

経費…1回当たり2,000円(調髪またはカットのみの場合)

利用回数…年度内4回(申請月により回数が異なります)

消防局への緊急通報システムの貸与

対象…1人暮らし(8時間以上1人になる方等を含む)で、慢性疾患により常時注意を要し、使用できる電話がある、おむね65歳以上

経費…設置工事は無料(8時間以上1人になる方等の世帯は、生計中心者の所得状況により、一部自己負担あり)

*電話回線の基本料金・通話料金は自己負担です。

*申請の翌月末に設置します。

日常生活用具の給付・貸与

●給付(自動消火器・火災警報器・電磁調理器)

対象…自動消火器・火災警報器=在宅の要介護1~5または、1人暮らしの65歳以上▶電磁調理器=在宅で1人暮らしの65歳以上

経費…生計中心者の所得状況により自己負担あり

●貸与(一般加入電話回線)

対象…1人暮らしで市民税所得割が非課税、かつ電話の権利を有しない65歳以上

*基本使用料は市が負担します。

生活管理指導員等派遣

対象…介護保険の対象とならない、日常生活が困難な65歳以上

経費…所得税額により異なる

利用回数…週1回1時間以内

生きがい活動支援通所

居住地域により、利用施設を決定します(送迎・給食あり、入浴なし)。利用施設についてはお尋ねください。

対象…介護保険の対象とならない、家に閉じこもりがちな65歳以上

経費…1日600円

利用回数…週1回

生活管理指導短期宿泊

対象…介護保険の対象とならない、家族が冠婚葬祭などで不在の場合に1人で生活することが不安な65歳以上

経費…1日1,730円

利用回数…年度内7日

利用施設…養護老人ホームやまぶき荘 ☎231-1551

徘徊高齢者等家族支援サービス

「徘徊探知システム」の利用経費の一部を助成します。

対象…65歳以上の徘徊高齢者を自宅で介護している家族

助成額…申込料=全額▶機器の月額使用料=2分の1(限度額2,000円)

家具転倒防止器具等取付費助成

地震発生時の家具転倒事故を防止する器具の取付費用を助成。

対象…65歳以上の方のみで構成される世帯

助成額…1世帯3台までの取付費

居宅改善費助成

手すり設置や段差解消などの居宅改善費用の一部を助成します。

対象…介護保険法による要支援・要介護認定を受けていない65歳以上で本人および同居者の市民税所得割額が10万円以下

助成額…対象経費の2分の1以内(上限15万円)

*助成決定前の着工は無効です。

その他のサービス(寝具丸洗い・寝具乾燥、障害者控除対象者認定、家族介護慰労金の支給など)

*サービスの内容等詳しくはお尋ねください。

障害者福祉課のお知らせ

Tel 224-5785
Fax 225-3033

難病患者見舞金の申請

難病患者の方に、見舞金を支給します。平成27年度の申請は、障害者福祉課(本庁舎1階)で来年3月31日(木)まで受け付けます。

支給額：年3万6000円

*申請した月により、支給期日が異なります。

対象：市内に1年以上居住し、申請時に有効期限内の指定難病医療受給者証(埼玉県発行)、特定疾患医療受給者証(埼玉県発行)、指定疾患医療受給者証(埼玉県発行)、川越市小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかの交付を受けている方

持ち物：各医療受給者証・印鑑・本人名義の預(貯)金通帳

川越市収入証紙の払い戻し

昨年3月31日で廃止となった川越市収入証紙は、消印や汚損等があるものを除き、未使用のものは額面相当金額を払い戻し(還付)します。申請手続き後、還付金を指定口座に振り込みます。申請方法等詳しくはホームページをご確認ください。

福祉タクシー利用券・ガソリン利用券

次の対象に該当し、福祉タクシーの利用または、ガソリンの費用助成を希望する方は、障害者手帳・印鑑・車検証(ガソリン利用券希望の方のみ)を持参し、障害者福祉課(本庁舎1階)に申請してください。

なお、既に福祉タクシー利用券の登録がお済みの方には、平成27年度分の利用券を送付しました。ガソリン利用券への変更を希望する方は、未使用のタクシー利用券・障害者手帳・印鑑・車検証を持参し、4月中に同課に申請してください。

対象：身体障害者手帳1級・2級、療育手帳①・A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの交付を受けている在宅の方

会計室 ☎224-6051

還付申請期間：平成31年3月31日まで(土・日曜日、祝・休日、年末年始を除く)

受付場所：会計室(本庁舎1階)

持ち物：未使用の川越市収入証紙、申請者の印鑑、申請者名義の振込先口座番号が分かるもの

地域包括支援センターをご活用ください

高齢者いきがい課 ☎224-5809

主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師など専門知識を持った職員が連携し、地域の高齢者の皆さんの問題解決のお手伝いをします。これまで相談業務のみを行っていた地域包括支援センター(下記の●印)では、4月から支援体制を強化し、他のセンターと同様の業務を実施します。それに伴い「ランチ」から「分室」に名称変更しました。



対象…65歳以上とその家族

支援内容…高齢者福祉・介護予防・高齢者虐待・成年後見制度などについての相談▶地域の関係機関や、ケアマネジャーとのネットワークづくり▶要支援1・2と認定された方の介護予防ケアプランの作成、介護予防サービスの調整▶介護保険の申請代行

○地域包括支援センターキングス・ガーデン

石原町1丁目27-7 ☎299-6760

○地域包括支援センター小仙波

小仙波947-1 ☎227-7878

○地域包括支援センター連雀町(*)

連雀町31-2 ☎229-5332

○地域包括支援センターよしの

鴨田3355-1 ☎298-7807

●地域包括支援センター分室(旧ランチ)みなみふるや

並木新町2-5桜ビル301 ☎235-7731

○地域包括支援センターたかしな

砂新田4丁目1-4ブランドールビル2階 ☎291-6003

○地域包括支援センターみずほ

中台元町1丁目16-11 ☎241-3676

○地域包括支援センターだいとう

南台2丁目11-4南台ハイツ1階 ☎249-7766

○地域包括支援センターかすみ

かすみ野1丁目1-5 ☎234-8181

○地域包括支援センターみなみかぜ

吉田204-2 ☎239-0003

●地域包括支援センター分室霞ヶ関北(旧ランチこもれび)

的場2098-22 ☎298-6221

*地域包括支援センター連雀町では、4月から理学療法士が常駐し、介護予防に関する支援等を行っています。

環境政策課のお知らせ

TEL 224-58066 FAX 225-98000

■新工不機器設置への補助金

申請用紙は、環境政策課(本庁舎5階)で配布しています。詳しくは、市ホームページまたは、申請の手引きをご確認ください。

いずれの補助金も4月1日以降に着工した方が対象です。また予算がなくなり次第受け付けを終了します。

受付期間：4月17日(金)～来年1月29日(金)(先着順)

申し込み：申請用紙に必要事項を明記し、必要書類を添えて同課に持参(郵送不可)

■太陽熱利用システム導入に補助金

個人の住宅に太陽熱利用システムを設置する方に、補助金を交付します。

補助金額：1件当たり1万8千円

■太陽光発電システム導入に補助金

個人の住宅に太陽光発電システムを設置する方に、補助金を交付します。

補助金額：1kw当たり1万円(上限4万円)

対象：2kw以上のシステム

■みどりの補助金

生け垣設置、市街化区域内の建築物の屋上や壁面の緑化に加え、駐車場の緑化についても補助金の対象となりました。申請用紙は、環境政策課で配布しています。詳しくは、市ホームページまたは、申請の手引きをご確認ください。

いずれの補助金も4月1日以降に着工した方が対象です。また予算がなくなり次第受け付けを終了します。補助金の申請については、事前に環境政策課(本庁舎5階)へ相談してください。

受付期間：4月17日(金)～来年1月29日(金)(先着順)

■生け垣設置に補助金

緑豊かで、災害に強いまちづくりのため、公道沿いに生け垣を新設(3m以上)する費用やブロック塀の撤去費用に補助金を交付します。



補助金額：限度額7万2千円

■屋上・壁面・駐車場緑化に補助金

市街化区域内の建築物の屋上・壁面、道路から容易に見える駐車場の緑化費用に補助金を交付します。

屋上緑化：限度額36万円

壁面緑化：補助資材設置の場合限度額9万円▼つる性植物を下

垂させる場合限度額18万円

駐車場緑化：限度額6万円

■みどりの支援について

■保存樹木・保存樹林指定

市内に残る貴重な樹木、樹林を「保存樹木」「保存樹林」に指定し、保存のための奨励金を交付します。指定を希望する場合は環境政策課にご連絡ください。

保存樹木：年額1本3600円

保存樹林：市街化区域1㎡当たり年額27円▼市街化調整区域1㎡当たり年額2円

*昨年度から保存樹林の面積要件が緩和され、市街化区域500㎡以上▼市街化調整区域1000㎡以上の山林が対象になりました。

■市民花壇

一定要件を満たす花壇を「市民花壇」に指定し、地域団体の皆さんに、市から支給する花の植え替えや、水やり・除草などをお願いしています。新たに市民花壇の指定を希望し、花壇工事を伴う場合は、8月28日(金)までに申請してください。



■「緑の募金(家庭募金)」にご協力を

市内の緑化に役立てるために、自治会を通じて募金を行います。
期間：5月1日(金)～31日(日)

■「川越市緑の基金」にご協力を

市内の緑化推進・緑地保全のために、市独自で基金の積み立てを行っています。募金箱は、本庁舎1階と5階にあります。

協働事業の募集

市民活動支援課
☎224-5705

協働推進事業制度は、「市民活動団体等」と市が、それぞれ提案する事業を適切な役割分担で実施し、「協働」を積極的に推進する制度です。今年度も「提案型協働事業」と「協働委託事業」を実施する団体を募集します。

応募要項は市ホームページからダウンロードできます。

*「市民活動団体等」とは、自治会等の地域組織・NPO法人・ボランティア団体・市民活動団体等をいいます。

市民の皆さんからの提案による「提案型協働事業」を募集

地域のさまざまな課題を解決するため、「市民活動団体等」が主体的に取り組む協働事業を募集します。市は、その事業に対して経費の一部を補助することで、協働によるまちづくりを推進していきます。

募集期間…4月10日(金)～5月7日(木)

対象…市内に事務所または活動場所があり、公益的な活動を行っている、5人以上で構成する市民活動団体等(宗教活動・政治活動・選挙活動を目的とする団体等は不可)

補助金額…補助対象経費の2分の1(上限20万円)

申し込み…市民活動支援課(本庁舎3階)で配布する応募要項の「補助金申請書」に必要事項を明記し、必要書類を添えて同課

市が提案する「協働委託事業」の実施団体を募集

市が提案する事業を市と協働で実施する市民活動団体等を募集します。今年度は、以下の4つの事業です。

①男女共同参画情報紙「イーブン」の発行

男女共同参画の正しい理解と意識啓発を行うため、情報紙を年2回発行する事業です。

②イーブンライフ in 川越

人権週間にちなみ、男女共同参画社会の実現を目指し、市民への啓発と理解を深めるためのイベントを実施する事業です。

③子育て情報誌作成

子育て中の方や、これから子育てする方を対象に各種相談窓口や子育て情報などを紹介する情報誌を作成する事業です。

④かわごえエコツアー

環境に対する理解を深めるために、市内の環境スポットの見学などを行う事業です。

募集期間…4月10日(金)～5月7日(木)

対象…市内に事務所または活動場所があり、公益的な活動を行っている、5人以上で構成する市民活動団体等で、次のすべてを満たすもの

- 組織の運営に関する規則などがある
- 予算・決算を適正に行っている
- 1年以上継続して活動している
- 委託事業を的確に遂行できる

申し込み…市民活動支援課(本庁舎3階)で配布する応募要項の「事業提案書」に必要事項を明記し、必要書類を添えて同課



市民の森指定

個人などが所有する樹林に散策路や休憩施設などを整備し、市民の皆さんの憩いの場とするため「市民の森」を指定しています。

始めませんか? 「緑のカーテン」
建物の前面にネットを張り、アサガオやゴーヤなどのつる性植物をはわせて日陰を作り夏場の室内の温度上昇を抑える「緑のカーテン」は、今が始めどきです。皆さんの自宅や職場でも取り組んでみませんか。皆さんの作った「緑のカーテン」を市のホームページ等で紹介する予定です。詳しくは、広報川越でお知らせします。

■その他
アライグマ対策
アライグマ(特定外来生物)は繁殖力が強く、天敵がいないため、近年急激にその数を増やしています。在来の生態系に被害が及んでいるだけでなく家屋被害等も発生しています。見つけたら環境政策課にご連絡ください。

こどもエコクラブ会員募集
平成7年度から始まった「こどもエコクラブ事業」。近所の友達や家族でグループを作って、生き物調査やリサイクル活動などを楽しみませんか。3歳から高校生までと成人のサポーターを含む2人以上で、グループ登録できます。申し込みは、随時受け付けています。ご希望の方は電話で環境政策課にご連絡ください。

ウェスタ川越、完成！

3月21日、市内外から300人を超える招待者を迎え、ウェスタ川越の完成記念式典が盛大に催されました。会場の多目的ホールでは、中台囃子連中・今福囃子連中によるお囃子に続き、川越鳶組合木遣り会による木遣り、南古谷ウインド・オーケストラの演奏が次々と披露され、式典を盛り上げました。大ホール、市民活動・生涯学習施設などの市の施設、川越地方庁舎などの県の施設、民間の商業施設から成るウェスタ川越。今後、市のみならず、県西部地域活性化の拠点となることが期待されます。



中台囃子連中のお囃子



南古谷ウインド・オーケストラ



会場に響き渡る木遣り



今福囃子連中のお囃子



ふおとニュース



まちかどのお雛様



左から平成・大正・昭和30年代に作られたお雛様

歴史を生かしたまちづくり活動をしているNPO法人川越蔵の会。事務局がある「本町の長屋」(元町1丁目)では、今年もお雛様が飾られ、道行く人たちの目を楽しませました。3月3日のひな祭りの日、卒業旅行で藤枝市(静岡県)から訪れた杉井梨奈さんと鈴木沙織さんは「御殿の中



にお雛様が入っている!」「見て、掛け軸のお雛様もあるよ」と楽しそうに話していました。

いらっしやいませ!

小江戸蔵里の広場で元気な声をあげるのは、小浜市立小浜第二中学校の生徒たち。3月19日、修学旅行の体験学習で、小浜のPRと焼き鯖寿司などの特産品の販売を行いました。この日のために商品について勉強し、説明文やチラシなども自分たちで作りました。チラシを配っていた村松なづきさんは「初めは緊張しましたが、お客さんと会話をするうちに、だんだんと自信ができました」と笑顔で話してくれました。体験学習を通じて、海や山、魚介類など豊かな自然の恵みにあふれる小浜の良さに改めて気付くことができたそうです。





市長からの手紙

47 豊島区役所新庁舎

先日、豊島区役所の新庁舎落成式に招かれ、建物を視察してきました。新庁舎は、閉校となった小学校の土地を中心に建てられ、地下3階、地上49階建てとなっています。1階の一部と3階から9階までが新庁舎、10階の免震装置を挟み、11階から49階までは分譲マンションとなっている建物です。

新庁舎についていくつかのことに驚きました。まず、窓口サービスが年345日間行われることです。業務は5月の連休明けから始まるようですが、その時点から、この体制で業務を行うと聞きました。豊島区長の話では、職員組合とかなりの時間をかけて話し合い、実現することができたようです。住民サービスの飛躍的充実はもちろんですが、実は1階2階にある商業部分のにぎわい創出をサポートするという狙いもあるとのことでした。

次に、議会が開かれていないときは、区議会の議場を国際会議などの会議場として一般に貸し出すということです。地方議会は年4回、会期を約1か月弱として開会されるのが一般的です。それ以外の期間は、広いスペースを占める議場は活用されない場所となっているのが普通です。これを一般に貸し出し使用料収入を上げるという狙いは、庁舎の利活用における実に画期的な発想です。もちろん、議会の賛同を得て実現しました。

また、新庁舎建築にかかる費用は、マンション事業者との敷地の等価交換、現区役所の敷地を第三者に定期借地権で貸し出す権利金と地代で全て賄うことができ、新たな支出は全くないということです。なお、豊島区の現庁舎は昭和36年に建築され、今日まで50年以上使用されています。

ほかにも、例えば廊下部分に豊島区ゆかりの画家の絵(レプリカ)を飾り区民美術館として使うなど、新しい工夫が随所に見られることにも感心しました。

川越市にそのまま取り入れることができるかどうかは別として、大いに参考になる豊島区役所新庁舎です。

川越市長 川合善明

環境にやさしい行動を目指して 1

緑のカーテン始めませんか

環境政策課 224・5866



最近、まちなかでよく見かける「緑のカーテン」。一般的なゴーヤ以外でも、アサガオやパッションフルーツなどの植物で挑戦したり、ペランダからつり下げたりとさまざまな工夫も見られます。室内の温度上昇を抑えるほか、花や実の収穫といった楽しみもあるのが緑のカーテンの醍醐味です。

昨年度「緑のカーテンコンテスト」で市長賞を受賞した中込忠正さん(伊勢原町二丁目)は、「緑のカーテンは、土づくりが最も重要なことの一つなので、しっかりとやるのが大切です。使用する植物は、ゴーヤやメロンなどいろいろ試しましたが、作りやすく繁茂したのはモミジバアサガオでした。初めての方にはお勧めですよ」と話してくれました。

また、「緑のカーテンは、『省エネ』『涼感』『目の癒し効果』『話のタネ』になります。夏の午前は涼しい風を部屋に送り、日中は太陽を遮断し、日陰をつくります。それに加え、見る人には涼しさとともに目に優しい緑を提供し、近所の方との話のタネにもなります」とその魅力を語ってくれました。

緑のカーテンはこれからの時期がちょうど始めどき。皆さんも植物の力で夏を涼しく過ごしてみたいかがででしょうか。

寺尾廃寺 ～国分寺の瓦を葺いた幻の寺～

今から1300年ほど前、新河岸と寺尾の境あたりに寺院がありました。昔、上新河岸地域の畑で、地元の人が瓦を拾ったことが発見のきっかけとなり、「寺尾廃寺」と名付けられました。長く謎の寺院でした。

ところが最近、その瓦は奈良時代に聖武天皇の発願で諸国に建立された国分寺のひとつ、武蔵国分寺(国分寺市)の屋根を葺いた瓦と同じ型で作られたものであることが分かってきました。国分寺と同じ瓦の使用は、その造営工事に貢献が大きかった豪族に対して、褒美として許されたものであると言われています。このことから、奈良時代中ごろ、新河岸や寺尾地域が有力豪族の支配内に含まれていたと考えられます。その候補者の一人に、物部広成の名が上がっています。彼は恵美押勝



瓦の文様は、蓮の花を意匠化したものです

の乱平定に尽力した人物で、その功から入間宿禰を賜わり、奈良時代の後半には中央でも活躍しました。

瓦は、企画展「古代入間郡の役所と道」で展示されています。千年以上の時を超えてきた出土品を通して、古代の川越に思いをはせてみてはいかがでしょうか。

企画展「古代入間郡の役所と道」

日程：5月10日(日)まで 経費：入館料

農業ふれあいセンター



農政課 ☎224-5939

農業ふれあいセンターは、市民と農業とのふれあいを目的とした施設です。市民農園や調理室のほか、多目的ホールや屋外広場などを備えた交流の場になっています。

同センターでは、田植えやサツマイモ掘りなどの「農業体験」、手打ちそばや田舎まんじゅうなどの伝統的料理を学べる「ふるさとの味伝承学級」など、農業に関するさまざまな催しを行っています。なかでも最も盛り上がるのが「かわごえ

春の農業まつり」。毎年4月29日に開催され、魚のつかみ取りや泥んこ遊び体験、地元産の食材を使って作る「川越汁」の無料配布など大人から子どもまで楽しめるイベントが盛りだくさんです。



泥の中にカエルを発見!

季節はすっかり春。暖かな陽気や花々を楽しみながら、農業まつりへ足を運んでみませんか。

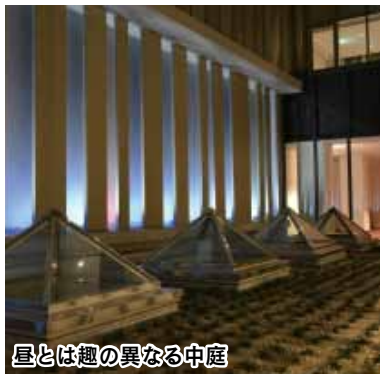
※「かわごえ春の農業まつり」について詳しくは、3月25日発行の広報川越・15ページでお知らせしています。

今が旬! 4月の川越野菜 市内の直売所などで購入できます

カブ、ホウレンソウ、トマト、キュウリ、コマツナ、ブロッコリー、ネギ、イチゴ、キャベツ、ダイコン、ミズナ、タマネギ、のらぼう菜、レタス、春菊



星とは趣の異なる中庭



星とは趣の異なる中庭

4月からは市民活動・生涯学習施設などが供用開始されたウエスタ川越は市、県、民間が一体となった複合型拠点施設です。エントランスや中庭は光の入り方が時間帯によって刻々と変わり、さまざまな表情を見せてくれます。スタートを切った新たな川越の顔。これからの新たな風

に見ると、元気をもらえます。新しいスーツで駅に向かう新社会人、大きなランドセルを背負って上級生についていく新一年生。初々しい光景がまににあふれる季節です。一生懸命な彼らの姿

編集後記
どんぐり